

葉山町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を
改正する条例

葉山町災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年葉山町条例
第12号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年 6 月 5 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

旅館業法（昭和23年法律第138号）の改正に伴い、所要の改正を行
うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

葉山町災害派遣手当等の支給に関する条例(平成18年葉山町条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表の備考中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

旅館業法（以下「法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

法第2条に規定されていた「ホテル営業」と「旅館営業」が、法第2条第2項において「旅館・ホテル営業」と規定されることとなったため、当該規定を引用している条例の規定を改正することとした。

3 施行期日等

この条例は、平成30年6月15日から施行することとした。

葉山町災害派遣手当等の支給に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
葉山町災害派遣手当等の支給に関する条例 平成18年3月29日条例第12号			葉山町災害派遣手当等の支給に関する条例 平成18年3月29日条例第12号		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設	利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設
葉山町内に滞在した期間			葉山町内に滞在した期間		
30日以内の期間	1日につき 3,970円	1日につき 6,620円	30日以内の期間	1日につき 3,970円	1日につき 6,620円
30日を超え60日以内の期間	同 3,970円	同 5,870円	30日を超え60日以内の期間	同 3,970円	同 5,870円
60日を超える期間	同 3,970円	同 5,140円	60日を超える期間	同 3,970円	同 5,140円
備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。			備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する <u>ホテル営業又は旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。		